

歳末特別警戒実施中

令和6年12月1日（日）～12月31日（火）



活動重点

- 1 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 2 子供、女性を狙った犯罪被害防止
- 3 金融機関、深夜営業店等を対象とした強盗事件等の被害防止
- 4 深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の強化
- 5 夕暮れ時から夜間における交通事故防止と飲酒運転の根絶



駐在所だより しじみポリス



秋鹿駐在所
山本 浩幸

☎ 88-2004

闇バイトは犯罪です

闇バイトに手を出すと、送った個人情報から「危害を加える」と脅されます。あなたが逮捕されるまでやめられません。

- ▶ 闇バイトから抜け出せない
- ▶ 脅されている
- ▶ 申し込んでしまった

すぐ警察【#9110】

に相談してください

★島根県警察 公式LINE(採用係)開設★

島根県警察の採用試験情報や各種説明会&イベント開催情報をリアルタイムで配信します!



友だち登録
お願いします!



年末の交通事故防止運動

期間：令和6年12月11日(水)～12月31日(火)

運動重点

- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 高齢者の交通事故防止
- ・ 夕暮れ時から夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・ 冬道の交通事故防止



駐在所の活動
11月3日、秋鹿公民館まつりの会場で交通安全ブースを設け、反射材の着用PRを行いました。交通安全機材（クイックステップ・クイックアーム）を活用し安全運転・安全歩行についてのアドバイスを行いました。



〈松江警察署からのお知らせ〉

12月10日から16日までは 『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』です

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは？

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

必ず
取り戻す

北朝鮮
人権侵害問題
啓発週間
12月10日~16日

拉致被害者の日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。
拉致問題の解決のためには、
私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

● 拉致問題対策本部ホームページ  <https://www.rachi.go.jp/>
● 法務省ホームページ  <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

北朝鮮による拉致容疑事案

警察では現在、19人を拉致被害者として判断するとともに、北朝鮮工作員等10人について国際手配を行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者について、警察では関係機関と連携して、徹底した捜査・調査を行っています。

島根県警察のホームページにも「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」として紹介していますので、ホームページをご覧ください。情報提供をお願いします。

政府主催 拉致問題に関するシンポジウム

日程 12月14日(土) 会場 イノホール (東京都千代田区内幸町2-1-1)

主催 政府 拉致問題対策本部・法務省 お問い合わせ先 03-3581-8898

情報提供をお願いします！！

～連絡先～

島根県松江警察署

0852-28-0110

島根県松江警察署秋鹿駐在所

0852-88-2004



県警HPはこちら